

会社名 東リ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 永嶋元博
 問合せ先 お客様相談室
 TEL  0120-10-6400
 受付時間 9:00-12:00、13:00-17:00
 (土日・祝日・年末年始・夏季休日・除く)

当社におけるアスベスト(石綿)含有製品について(更新)

現在製造販売中の弊社製品には、一切アスベストは含有されておりませんが、過去に製造しておりました弊社製品のうち、アスベスト含有の対象製品及び、製造期間、含有の状況は下表のとおりです。

本表は、2006年12月に国土交通省及び経済産業省のホームページに掲載されました「石綿(アスベスト)含有建材データベースについて」の内容に準じて更新しております。

記

1. 当社におけるアスベスト含有製品の製造状況について
 当社におけるアスベスト含有製品の製造状況は、以下のとおりです。

	品名	※	製造期間	含有率(%)	石綿種類	製造工場
タイル	アスファルトタイル(マチコA)	廃	1963～1973 (S38～S48)	20	白石綿	厚木
	マチコV		1963～1985 (S38～S60)	4.7～12	白石綿	伊丹・厚木
	マチコソフト・マチコJソフト	廃	1965～1985 (S40～S60)	5～12	白石綿	厚木
	マチコ スルーチップ系統 (スルーチップ・ミニ・パステル・ロイヤル)	廃	1965～1985 (S40～S60)	5～12	白石綿	伊丹
	マチコツイード	廃	1965～1968 (S40～S43)	12	白石綿	伊丹
	ビニラートタイル	廃	1957～1967 (S32～S42)	23	白石綿	伊丹
	ソプラ	廃	1975～1985 (S50～S60)	5～12	白石綿	厚木
	トラパーチン	廃	1975～1985 (S50～S60)	5～12	白石綿	厚木
	帯電防止タイル(マチコフリータイル)	廃	1969～1985 (S44～S60)	8	白石綿	伊丹
	耐酸タイル・マチコサンタイル	廃	1963～1972 (S38～S47)	8	白石綿	伊丹
GAFタイル	廃	1973～1976 (S48～S51)	17	白石綿	輸入品	
巾木	ビニラート巾木	廃	1960～1966 (S35～S41)	23	白石綿	伊丹
シート	CFシートH		1972～1983 (S47～S58)	36	白石綿	伊丹
	CFシートP		1972～1983 (S47～S58)	36	白石綿	伊丹
	SFフロア マーブル	廃	1980～1985 (S55～S60)	5	白石綿	伊丹
	サーカンスフロア マーブル	廃	1984～1988 (S59～S63)	5	白石綿	伊丹
	サーカンスフロア プレーン	廃	1984～1988 (S59～S63)	5	白石綿	伊丹
	GAFシート	廃	1971～1981 (S46～S56)	43	白石綿	輸入品
接着剤	エポグレーP	廃	1968～2001 (S43～H13)	42	白石綿	伊丹
	エポグレーST		1984～2001 (S59～H13)	42	白石綿	伊丹
	合成糊	廃	1959～1976 (S34～S51)	37	白石綿	伊丹
	ゴーセイF	廃	1968～2001 (S43～H13)	13～34	白石綿	伊丹
	CS10	廃	1971～1987 (S46～S62)	37	白石綿	伊丹
	FLセメント	廃	1978～2001 (S53～H13)	12	白石綿	伊丹
	GNセメント	廃	1973～2001 (S48～H13)	15	白石綿	伊丹
	巾木糊		1960～1990 (S35～H2)	34	白石綿	伊丹

(注)※欄の廃は、既に廃止した製品です。

工場所在地 伊丹工場：兵庫県伊丹市
 厚木工場：神奈川県厚木市

2. 現在、アスベストは一切使用しておりません。(上記に記載の無い製品及び上記製造期間以降に製造された製品につきましては、アスベストは一切含んでおりません。また、ソフト巾木、カーペット、タイルカーペット、カーテン、壁紙につきましては、従来よりアスベストは一切含んでおりません。)
3. 健康障害者の発生状況について
2022年11月17日現在の労災認定者は1名(退職者・療養中)です。
4. 工場周辺からのアスベストに関する問題について
現時点までは、工場周辺地域からのアスベストに関する問題は発生しておりません。
5. 解体時、撤去時における注意事項
当社のビニル系床材に使用されていたアスベストは、樹脂に練りこまれているか、あるいはアスベストを含有しない表層の裏打ち材として使用されていたかのいずれかです。法規制上は非飛散性アスベスト含有建材に該当します。(接着剤も同様です)
従いまして、通常の使用において、現時点では空气中に飛散するおそれはないものと考えられます。
ただし、建物の解体や改修でビニル系床材を撤去する必要がある場合は、飛散防止のために湿潤させるなど、厚生労働省の「石綿障害予防規則」に定める石綿対策を適正に実施する必要があります。

以上